

河津町小規模事業者事業継続支援補助金 募集要項

町内商工業者の振興、活性化、事業継続を支援するため、事業継続に必要な事業用店舗等の改修工事・事業用備品の購入等「事業用経費」の一部に対し補助を行います。

1. 対象者（以下のいずれにも当てはまる事）

- ① 小規模事業者（※1）であり、事業継続に意欲のある「河津町内で営業する河津町商工会員」事業所、「河津町内で開業・開業予定」の者
- ② 本補助事業を活用した取組により、河津町内で事業継続を目指す意思のある事業者
- ③ 補助対象となる経費の発注を原則「河津町内の河津町商工会員事業所」に行うもの
- ④ 町県民税・固定資産税等の町税に未納が無い事業者（申請時納期到来のものを完納）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する、暴力団の構成員であると認められないもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与していないもの
- ⑥ 法令又は公序良俗に反していないもの

※1「小規模事業者」とは

会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

「商工業者」には、医師・歯科医師・助産師や、系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません

2. 補助の対象・内容・条件等

- 補助率及び補助上限額
 - 通常枠： 現在事業を営む小規模事業者が対象
補助対象経費（税抜）に対し **2分の1** 補助 最大 **30万円**
 - 創業枠： 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を募集締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に河津町内で開業した事業者が対象
補助対象経費（税抜）に対し **2分の1** 補助 最大 **50万円**
- 補助金予算： 本年度の予算 **250万円**
- 補助対象となる事業は、一事業者一件まで。他補助金との併用不可。
- これまでに本補助事業の採択を受けており、今回申請する事業の内容が過去採択の内容と同様の場合は、対象外とします。（令和5年度までのおもてなし工事補助事業含む）
- 申請後、採択通知を受けてから着手が可能となりますので、採択通知前の着手は無効となります。

- 補助対象経費の支払は銀行振り込み以外の方法は補助対象外となります。

3. 補助対象となりうる経費（一例）

- ◎ お客様の利便性向上のための既存店舗の改修工事
- ◎ 生産性向上や省エネ目的での店舗や事務所の故障・老朽化等設備の更新
- ◎ 既存車両のキッチンカーへの改装
- ◎ 飲食店や宿泊施設における無料公衆無線LANの整備

4. 補助対象とならない経費（一例）

- ◎ 住宅兼店舗の改装に係る住宅部分に係る改修工事、不動産の取得費用（増築含む）
- ◎ 町外店舗等に対する事業経費
- ◎ 開業に伴う設備投資となりうる工事及び設備
- ◎ 汎用性があり、目的外使用になり得る消耗品の購入及び対象機器（例：LANやWi-Fi・サーバー、パソコン・タブレット等）の購入費用、車両等の購入

※対象・不対象経費は一例です。この他にも審査にて不適切と判断することがあります。

5. 募集・申請方法

- 募集期間： 令和7年8月1日（金）から令和7年12月26日（金）まで
 ※申請書を受理した順に審査の上結果を通知します。
 上記期間途中でも申請額が予算に達した場合は、その時点で終了とします。
- 申し込み： 「河津町小規模事業者事業継続支援補助金申請書」を作成のうえ、申請書に示した必要書類を添付し、河津町商工会へ書面にて提出してください。
 ※申請用紙はホームページのほか商工会窓口にて配布致します。

6. 採択結果の通知・事業実施期間

- 申請受付後、事務局にて順次申請書の審査・確認を行い、申請者に結果をお知らせします。採択者には、事業を適正に進める為に採択者向けの文書も併せてお渡ししますので、それに沿った事業遂行をお願いします。（結果通知目安は申請後1週間程度）
- 事業の実施期間については、採択結果通知日より令和8年2月2日（月）までです。事業実施期間内に事業の完了と発注先への支払い効果検証を完了させてください。

7. 補助金の支払いの流れ

①事業完了後、「実績報告書（採択者のみに配付）」を商工会へ提出 ②商工会にて確認の後交付確定発行 ③請求書作成し商工会へ提出 ④商工会より補助金振込

8. 問い合わせ

〒413-0513 河津町浜 159-1
 河津町商工会 電話：0558-34-0821 FAX：0558-32-0305（担当：土屋雅・里）